平成２２年（フ）第３８３号
富山市上袋660番地２　パストラルハイムＴ102号、前住所富山市堀川町348番地２　信開ガーデンコート堀川106号
破産者　横山登美子
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９号
長野市大字栗田472番地１　グランドハイツ東公園201号室
破産者　中澤　敏行
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
三重県名張市赤目町丈六51番地７、前居所三重県名張市桔梗が丘７番町３―48
破産者　井上　重博
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３０３号
滋賀県近江八幡市西庄町765番地２
破産者　志村喜久雄
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８５８号
東京都港区海岸２―３―５　クレストフォルム田町ベイサイドコート1104号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区相生通１丁目７番４号
破産者　山室　洋司
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１３２号
大阪市城東区今福西１丁目６番14号　メルベーユ城東　301、前住所大阪市鶴見区鶴見３丁目４番９―301号
破産者　松井　武司
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８３号
大阪市浪速区大国１丁目７の18　ルーメリヒサール401号室、住民票上の住所名古屋市西区名西１丁目４番１号
破産者　てんぐ屋商店こと　安田　安雄
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７２３号
大阪府茨木市学園町３番５―203号
破産者　山元　修一
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７３１号
兵庫県川西市小花２丁目22番７号
破産者　福森　　均
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３５号
大阪府茨木市新郡山２丁目32番57号
破産者　小川　芳則
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２２号
大阪市都島区都島本通り１―19―26、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目13番10号
破産者　尾﨑　雅嘉
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１０号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目３番28号
破産者　橋本　正嗣
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９１号
大阪市中央区大手通２丁目３番９―1202号
破産者　石那田　諭
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８３９号
大阪府東大阪市森河内西１丁目13番20号
破産者　船越ブロックことウェブクラフトこと　船越　聖之
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７号
大阪市淀川区新高３丁目４番21―704号
破産者　安田　一枝
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８号
大阪府茨木市新郡山２丁目32番57号
破産者　小川スミコ
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９６号
大阪市平野区平野本町１丁目10番３号
破産者　角田　知男
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０号
大阪府茨木市中総持寺町11番14号
破産者　上杉　大樹
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３９号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘１丁目３番地の６
破産者　中川　雅巳
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部